3　指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第二十七条　指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　指定障害児相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第二十四条の三十四第一項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の二第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第五十七条の三の三第三項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。

7　指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十八条　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第二十九条　指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十条　指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一　第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二　個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ　障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画

ロ　アセスメントの記録

ハ　サービス担当者会議等の記録

ニ　モニタリングの結果の記録

三　第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四　第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第六十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月十三日

総務大臣　三端　達夫

製造業者等の氏名又は名称	型式名	指定番号
株式会社ウェルキャット	AS－P3－364－1004	第AC－11046号
東京エレクトロニックシステムズ株式会社	TUPC30272A	第AC－11047号
PV－SUPA Jap an株式会社	SHL－2100－M	第AC－11048号
ソニー株式会社	ZR101	第AC－11049号
サクサ株式会社	HR333TCSMリーダ・ライタ	第AC－11050号
〃	HR332TCSMリーダ・ライタ	第AC－11051号
ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社	ACCU－CHEK Mobile, Model U	第AC－11052号
ジーエルサイエンス株式会社	NM25－U	第AC－11053号
マイティカード株式会社	FMR102	第AC－11054号
株式会社ユーエスシー	UF－S959（WS）	第AC－11055号
コアスタッフ株式会社	ACR122U－A2	第AC－11056号
ジーエルサイエンス株式会社	TM04－A／QK	第AC－11057号
中央電子株式会社	vPost	第AC－11058号
〃	RFCNT2	第AC－11059号
株式会社内田洋行	ER200－A	第AC－11060号
株式会社サーランド・アイエヌアイ	TRM－700J	第AC－11061号
モトローラ・ソリューションズ株式会社	MC75A6HF	第AC－11062号
大場　博志	R－640X－300	第AC－11063号
〃	RK40C	第AC－11064号
〃	RPK40C	第AC－11065号
サクサ株式会社	HS－B02	第AC－11066号
ジーエルサイエンス株式会社	HS－A02	第AC－11067号
〃	NM24－QB	第AC－11068号
アメアスポージジャパン株式会社	300181－406	第AC－11069号
株式会社LIXILニッタン	PC－1369	第AC－11070号
コンピュータ・ハイテック株式会社	DUPR173－PB001	第AC－11071号
株式会社カウベルエンジニアリング	M2SED a－C00	第BC－11001号
株式会社デンソーウェーブ	RX10リーダライタ	第CC－11004号
株式会社アートテクノロジー	ARF2515	第DC－11003号
株式会社PFU	Fi－60FAG	第DC－11004号
パナソニック株式会社	DL3UP2004	第EC－11006号
株式会社近計システム	CRU－2600	第EC－11007号
〃	CRU－2700	第EC－11008号
オムロン株式会社	V680－HAM42－PRT	第EC－11009号